

肝炎対策基本指針の改正のポイント（案）

第17回 肝炎対策推進協議会

平成28年3月17日

資料1

事項	項目	改正のポイント
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。（指針案8参照）
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図る。 （指針案28参照）
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 職域での肝炎ウイルス検査について、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者、事業主等関係者の理解を得ながら、その促進に取り組む。（指針案37,38参照）
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 検査陽性者の受診勧奨、フォローアップの取組を一層推進する。（指針案50参照） ○ 肝疾患連携拠点病院は、地域の肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、専門医療機関、かかりつけ医と連携しつつ、良質な肝炎医療の環境を整備するよう取り組む。（指針案52(59)参照） ○ 肝炎情報センターの基本的な役割（拠点病院等への研修、情報提供、相談支援等、必要な調査や提言等）を明確にする。（指針案56(53)参照） ○ 心身等の負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、事業主への周知を進めるなど、肝炎患者の就労支援への取組を推進する。（指針案59(56)参照）

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 都道府県等において、地域や職域で肝炎の普及啓発や、肝炎ウイルス検査の受検勧奨、陽性者のフォローアップ等の支援を行う肝炎医療コーディネーターなどの人材育成に取り組む。(指針案68参照)
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ B型肝炎の創薬実用化研究等を盛り込んだ「肝炎研究10カ年戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。(指針案71参照)
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。(指針案86参照)
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 国及び地方公共団体が連携し、関係団体の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行う。(指針案94参照) ○ これまでの研究成果を元に、肝炎患者等に対する偏見や差別の被害の防止に向けた具体的な方策を検討し、取組を進める。(指針案103参照)
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 肝炎から進行した肝硬変・肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、従前の調査研究の結果、新たな治療法の開発状況その他の医療の状況、肝炎医療費助成や重症化予防事業などの施策の実施状況等を踏まえ、検討を進める。(指針案119参照) ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、医療関係者、患者団体等その他の関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画、目標の設定を図るよう促す。(指針案120参照)